

今回のテーマは…

未払残業代

『暮らしの事件簿』 FILE 32

～弁護士センセイたちのこぼれ話～

家庭内のトラブルや雇用、取引、交通事故や財産管理…と私たちの日常に発生するさまざまな法律の疑問、質問に法のプロフェッショナルである弁護士の先生方が答えるシリーズ。今回は『未払残業代』について柳澤法務所の柳澤 賢二先生にお話をいただきました。

Q.

会社を経営しているのですが、以前働いていた元従業員から、多額の未払残業代の請求をされています。いつまでの程度まで支払う必要があるのでしょうか？また今後こうした問題を防ぐにはどうしたら良いでしょう。（福岡市・50歳男性）

A.

1 未払残業代とは

会社等の使用者（雇用主）は、労働者に法律上原則として法定労働時間（一日に八時間、一週間に四十時間・休憩時間を除く）を超えて労働させてはならないことになっています。法定労働時間を超えた場合は時間外労働となり、使用者は労働者に対し通常の賃金よりも割増しした残業代を支払う義務がありますが、これが未払になつていることがあります。

2 未払残業代の請求に関する問題

近年、このような未払残業代請求の問題が増えつつあります。労働者から未払残業代の請求を受けた場合、賃金請求権の消滅時効は二年ですから、二年間分遡及して支払う義務があります。また、使用者がサービス残業の実態を知りながら措置を講じなかつた場合、労働者に対する通常の賃金よりも割増しした残業代を支払う義務がありますが、これが未払になつていることがあります。

3 未払残業代を請求された時の対応

まず大切なことは、このような労働者からの請求を無視してはなりません。未払残業代の請求は、退職した従業員からのケースが多く、事前に労基署や弁護士等に相談をして、アドバイスをもらつている場合がほとんどです。相手の要求を無視すると、労基署からの出頭要求書が会社に届くか、立ち入り調査によつて、全従業員について「未払残業代の支払い」を命じられる可能性もあります。また、相手の弁護士から労働審判を申し立てられ、会社が大きなダメージを受けることがあります。



ただし、未払残業代の請求を受けた場合であつても、一部または全部の支払いをしなくて良いこともあります。例えば、その事業所で定められた就業規則による時間外労働の超過時間の算定方法に基づいて超過時間が算定されない場合や、タイムカードには時間外の出退勤時刻が打刻されていても、その時間外に本当に従業員が「労働」していたのかどうかを確認した方が良い場合もあります。

使用者としてはまず、その請求が正当なものなのかを検討する必要があります。労働諸法に精通した弁護士であれば、適切な残業代を算出した上で、不当な請求をする相手に対して十分な反論を行い、労基署に対しても、行政処分等を回避することも期待できます。

対策には事業場外の外勤者についてみなし労働時間制にする、裁量労働制・変形労働時間制の導入等があります。いずれにせよ効果的な対策ですが、慎重な検討が必要で、専門的な知識を要するところで、具体的な方法については専門家

● 今回お話をいただいたのは

弁護士 柳澤 賢二先生

● 誌面協力いただいた法律事務所の方々

奥田・二子石法律事務所
弁護士 奥田 貫介
福岡市中央区大名2-4-19 福岡赤坂ビル601 ☎ 092-739-6262
田代法律事務所
弁護士 田代 祐誠
佐賀市駅前中央1-10-37 佐賀駅前センター5F ☎ 0952-37-8760
弁護士 山田訓敬法律事務所
弁護士 山田 訓敬
福岡市中央区大名2-11-25 新栄ビル5F ☎ 092-738-3377

柳澤法律事務所

弁護士 柳澤 賢二
福岡市中央区舞鶴2-2-11
富士赤坂ビル6F
☎ 092-720-5366

